

「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ 2023〉」  
ヨルノヨ パートナーシップ事業 募集要項

## 1 趣旨

創造的イルミネーション事業『夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ 2023〉』は、国内外の観光客を増やし、横浜のナイトタイムエコノミー活性化の契機とするため、横浜らしさを感じる港やウォーターフロントを活用して、光と音楽による演出を行い、世界から選ばれる夜間の観光コンテンツを創出することを目的としています。

本事業と相互に広報協力を行っていただけるイルミネーションや光のイベントを「ヨルノヨ パートナーシップ事業」として募集し、街の回遊性を高め、にぎわいを創出することにより、双方の事業の盛り上げを図ります。

## 2 対象となる事業

パートナーシップ事業の対象は、次の(1)～(8)の要件をいずれも満たす事業とします。

(1)「イルミネーション」や「光」に関するイベントであること(関連イベントも含む)。

(例)地域で実施しているイルミネーション、プロジェクションマッピング、キャンドルイベント、光のアート展示やそれらに関連して行われるイベント(イルミネーションウォーク、イルミネーションクルーズ等)

(2)『ヨルノヨ』とともに、横浜のナイトタイムを盛り上げる事業であること。

(3) 原則として、ヨルノヨ開催期間(令和5年 11 月 27 日から令和6年 1 月4日)を含む実施期間であり、横浜市都心臨海部(横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区、山下公園・元町・中華街周辺地区)等が実施場所であること。

※ヨルノヨ開催期間に 1 日でも開催日が含まれる事業は可とします。

※開催日時、場所が確定していない場合は、確定後に申請してください。

(4) 次のいずれかの方法により、『ヨルノヨ』の開催を広報していただけること。

ア 申請者が作成するチラシ等の印刷物や公式ホームページなどに「ヨルノヨ パートナーシップ事業」の名称等を掲載

イ 申請者の SNS 等を活用した『ヨルノヨ』の情報発信(ヨルノヨ 公式 SNS のフォロー、ハッシュタグをつけての投稿、リツイート等)

(5) 政治活動や宗教的活動を目的とする事業でないこと

(6) 特定の団体等を対象とした事業でないこと

(7) 暴力団が関与する事業でないこと

(8) 公序良俗に反する事業でないこと

## 3 実行委員会による主な広報協力

(1) 実行委員会から配信するリリースへ掲載します(11 月のイベント開催直前リリースに掲載予定)。

(2) 申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所、事業内容等)を公式ホームページで紹介します(11 月中旬～1 月上旬予定)。

(3) ヨルノヨと併せて横浜の街を楽しんで頂く事を目的に作成するガイドマップに申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所等)を記載し、PR します(11 月中旬～1 月上旬予定)。

(4)ヨルノヨの公式 X(旧 Twitter)等で、申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所、事業内容)及び写真を投稿しパートナーシップ事業をタイムリーに紹介します(10 月中旬～1 月上旬予定)

(5)ヨルノヨ事業報告書(ドキュメントブック)に、事業終了後に提出していただく報告書の内容(事業名、開催期間、開催場所等)を記載します。

(6) スタンプラリーを実施し、パートナーシップ事業をスタンプのポイントとして設定します。

#### 【参考:昨年度の広報】

- ・公式ホームページでのパートナーシップ事業の紹介
- ・公式 X(旧 Twitter)でのパートナーシップ事業の紹介  
@yorunoyo\_event

## 4 応募締切

令和5年10月17日(火)まで【必着】

## 5 申請方法

### (1) 提出様式

#### ①ヨルノヨ パートナーシップ事業申請書(様式1)

※申請書は、実行委員会ホームページからダウンロードできます。

<https://creative-light-yokohama.jp>

#### ②広報用画像データ(1~3点)

※画像データサイズ 300×300 ピクセル程度・350dpi 以上、横位置の画像

※申請書や画像データは返却しません。

### (2) 提出方法

原則、電子メールにより提出してください。

※電子メールでの提出が難しい場合は、下記、実行委員会地域連携事務局に御相談ください。

### (3) 申請書提出先

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

地域連携事務局 (ルーデンス株式会社内)

担当:森・鈴木・土田

電話:045-633-9660 (平日 10 時~17 時)

E-mail: [partnership@yorunoyo.yokohama](mailto:partnership@yorunoyo.yokohama)

## 6 決定の連絡

実行委員会地域連携事務局において申請内容を確認し、広報連携事業の決定を行います(決定までに 1~2 週間を要します)。実行委員会地域連携事務局は、結果を申請者に電子メールにて通知します。

なお、申請時の内容に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消すことがあります。

## 7 事業変更について

決定後にイベント内容等の変更や中止があった場合は、速やかに、「変更(・中止)届出書(様式 2)」に記入の上、Eメール等でお送りください。

## 8 その他

- (1) 申請書の「公式ホームページ掲載内容」欄に御記入いただいた内容は、公式ホームページに掲載(11月中旬予定)しますので、公開可能な情報を御記入ください。
- (2) やむを得ず事業の内容を変更・修正する必要が発生した場合は、速やかに実行委員会地域連携事務局まで御連絡ください。
- (3) 申請書の作成等に必要な経費は、各申請者の負担とします。
- (4) 事業終了後は、速やかに「報告書(様式3)」に記入の上、Eメール等でお送りください。  
併せて、報告書裏面のアンケートにも御回答をよろしくお願いいたします。

## 9 お問い合わせ

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会  
地域連携事務局（ルーデンス株式会社内）  
担当：森・鈴木・土田  
電話：045-633-9660（平日10時～17時）  
E-mail: [partnership@yorunoyo.yokohama](mailto:partnership@yorunoyo.yokohama)